

有機農業アカデミーサイト構築及びコンテンツ制作等業務委託仕様書

1 事業名

有機農業アカデミーサイト構築及びコンテンツ制作等業務

2 事業目的

有機農業アカデミーでは、「経営として成り立つ有機農業」を担う人材を育成するため、実習を重視した実践的なカリキュラムや、先進有機農家と連携した指導体制のもと、有機農業に必要な知識・技術を体系的に学べる教育を実施している。

令和8年4月の開講以降、有機農業での就農を目指す人材の育成に取り組んでいる一方で、開講間もないことによる知名度不足や、アカデミーの特色・魅力が十分に伝わっていないことなどから、入学者の確保が課題となっており、さらなる認知度向上と効果的な情報発信が求められている。

そこで本業務では、有機農業アカデミーの魅力や学びの価値、卒業後の就農イメージ等を潜在的な入学希望者へ効果的に発信するための広報戦略を策定するとともに、各種広報コンテンツの制作及び情報発信を行うことで、有機農業に関心を持つ層との接点を拡大し、将来の有機農業を担う入学者の確保につなげることを目的とする。

3 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託料

金3,000,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

5 業務内容

受託者は、本業務の目的達成に向け、有機農業アカデミーの認知度向上及び入学者確保に資する広報戦略を提案し、委託者と協議のうえ実施すること。なお、提案にあたっては、下記の内容を必須とし他に効果的な広報手法がある場合は、その媒体や効果等、具体的な内容について提案すること。

(1) 広報戦略の策定

有機農業アカデミーの特色や現状、課題を整理するとともに、全国の類似する農業研修期間、農業大学校、有機農業を学べる教育機関等の事例を参考に、現在の情報発信等における課題を分析し、潜在的な入学希望者の属性やニーズを踏まえた広報戦略を策定する。

(2) ホームページの企画及び制作

潜在的な入学希望者が、有機農業アカデミーの特色・教育方針・教育内容等を具体的にイメージできるよう、掲載内容・ページ構成及び閲覧動線を企画し、ホームページを制作すること。

制作に当たっては、写真、動画、インタビュー等を効果的に活用するとともに、スマートフォン等の各種端末への対応、操作性、視認性、アクセシビリティ、更新のし

やすさ及び Instagram 等の SNS との連携に配慮すること。また、説明会、オープンキャンパス等への参加や出願につながる構成とすること。

ア 基本事項

- ① 有機農業アカデミーの特色・教育内容等を具体的にイメージできるような構成・デザインとする。
- ② ユーザビリティに配慮し、直感的に目的の情報へたどりつけるようにすること。
- ③ X (旧 Twitter)、インスタグラム等の各種 SNS (Social Networking Service) のリンクを設置すること。
- ④ アクセス解析システムを導入し、直帰率、訪問数 (訪問者の属性 (地域、閲覧 端末等))、新規訪問の割合が解析できるものとする。
- ⑤ 利用者のパソコン・モバイル端末の種類、OS、ブラウザ、通信回線等の利用環境に依存することなく、快適にサイトを閲覧できること。
- ⑥ パソコン版、スマートフォン版のサイトの設計を行うこと。パソコンのサイトとスマートフォンのサイトは別のサイトではなく同じページを使用し、画面サイズによって最適化される構造とすること。
- ⑦ 専門的な知識・技術を有しない職員がウェブサイトの記事 (画像、動画も含む) の掲載、更新、削除その他の管理ができること。
- ⑧ 本サイトに関する一切の著作権等権利関係は、委託者に帰属することとする。

イ ホームページ構造及びページ構成

上記に記載の内容を踏まえ、必要となるサイト構造およびページ構成を検討した上で、サイトマップ並びにページレイアウト等を提案すること。

なお、最低限として、トップページ (学校案内を含む)、授業紹介ページ、受験案内およびコンテンツ記事格納ページを制作対象とすることとし、SEO (検索エンジン最適化) を考慮した構成および内容とすること。

ウ テスト

ホームページ公開前にテスト環境による公開チェック (機能テスト、ユーザビリティテスト、PC・スマートフォンでの表示・動作テストなど) を計画・実施すること。

エ スケジュール

サイト構築は以下スケジュールを目安とし、委託者と協議しながら進めること。

- ① サイト企画・設計：業務開始～11 月末
- ② デザイン：12 月初旬～同月末
- ③ コーディング・実装：1 月～2 月
- ④ テスト：2 月末
- ⑤ 公開：3 月

(3) コンテンツの作成

ア 仕様

ホームページへ掲載するコンテンツを制作すること。コンテンツ内容は写真・記事・動画など種類を問わず、1 点以上作成すること。

コンテンツ内容は有機農業アカデミーでの学びや学校の雰囲気、現場の声等が具体的に伝わる内容とする。ただし、在学生へのインタビューコンテンツは委託者が制作予定のため除く。

制作コンテンツは、Instagram 等の SNS 及び紙媒体でも活用できる構成及び形式とすること。

イ 留意事項

コンテンツに写真やグラフィックを使用する場合は、原則として本事業で撮影及び制作したものとする。やむを得ず、そのほかの写真等を使用する場合は、委託者と協議の上、権利関係に問題が無いことを保証すること。

ウ 制作物にかかる作業等

(ア) 企画、構成、制作業務

(イ) 校正・校閲業務

(4) 学校案内ポスター・チラシの企画及び制作

有機農業アカデミーの認知度向上及び入学希望者の確保を図るため、学校案内ポスター・チラシの印刷物を企画・制作し、最適な掲出先も含めて提案すること。

なお、5 (2) HP、5 (3) のコンテンツとの連動性を意識した内容とする。

ア ポスター・チラシ

規格：提案による

材質：提案による

部数：各 100 部

印刷：片面印刷フルカラー

校正：校正 1 回、色校正 1 回

6 打合せ

(1) 日時

ア 初回打合せは 11 月 9 日（水）10：00～12：00、兵庫県庁内会議室での実施を予定している。予定を確保しておくこと。

イ その後、必要に応じて日程調整を行い実施

7 実績報告

(1) 業務完了報告書・成果物の提出

ア 業務完了報告書（兵庫県が指定する様式）

イ 5 (2) で作成したコンテンツのデータ

ウ 5 (3) (4) で作成した以下のデータ及び印刷物

様式	数量
学校案内ポスター・チラシ	フルカラー 各 100 部
PDF データ	1 式
ai.データ	1 式

(2) 提出期限 令和 9 年 3 月 31 日（水）

8 サイト制作の留意点

(1) システム構成

ア サーバ

- (ア) 当該コンテンツの制作・運用に必要となるサーバ等ハードウェア、データベース等ソフトウェア等については、受託者において準備すること。
- (イ) ホスティングサービス（レンタルサーバ）を利用し、ホームページが稼動しても十分な余裕があること。
- (ウ) アクセス制限、ログ取得や随時適切なセキュリティ対策を講じることができる等の保守、運用面を考慮してサーバを選定すること。また、ログ解析の結果を月に一度提出すること。
- (エ) OS、ミドルウェア、アプリケーションファイル等が最新版に更新されている等、セキュリティが考慮されたサーバを選定し、常にウイルス駆除ソフトを最新バージョンに維持する等適切なセキュリティ対策を講ずること。また、常時 SSL 化に対応すること。
- (オ) HTTP, HTTPS 以外の不要なサービスポートを閉じること。

イ ソフトウェア

- (ア) 職員が端末からブラウザを用いて容易にページの作成・管理等をできるようにするシステム（CMS（Contents Management System））を導入すること。また、その選定理由を具体的に提示すること。
- (イ) CMS 導入・維持管理にかかるコストやページのデザインの制約等を考慮し、CMS による管理の対象とするべきページの範囲について提案すること。
- (ウ) 専門知識がなくても、ページの作成や文字の大小、文字色の変更、表の作成、リンクの作成、ファイルの添付、画像の挿入等が簡単に行えること。
- (エ) 作成した情報の掲載開始日時、公開終了日時の指定ができること。
- (オ) 記事の作成、更新、削除、公開、非公開等の処理は適正な承認手順を経た後に公開される機能が組み込まれていること。
- (カ) 管理者向けの管理画面を用意し、作成者・承認者等のアカウント管理、一括編集、検索機能、データバックアップなどを実装すること。管理ページには、接続元 IP アドレス制限や多要素認証（MFA）の導入等、第三者が容易にアクセスできないような設定・機能を施すこと。

(2) セキュリティ・個人情報保護

ア 兵庫県情報セキュリティ対策指針を遵守すること。

イ 外部からの侵入や DoS 攻撃、ウイルス対策、ホームページの改ざん等への対策を行うこと。

ウ OS 及び基本的なソフトウェアについて、納入期限までに指摘されている脆弱性の有無を確認し、セキュリティパッチの導入等適切な対策処理を施すこと。

エ 導入後も脆弱性情報に注意し、最新のセキュリティパッチを適用すること。

セキュリティパッチを適用することでシステム運用に問題が生じる可能性がある場合

は、事前に発注者と協議すること。

オ 受託者は、業務上知り得た個人情報について、関係法令及び別に定める個人情報取扱特記事項により取り扱うこと。

カ 兵庫県によるセキュリティ監査（Nessus、Nikto、ZAP 等、県が定める複数のソフトウェアによるセキュリティチェック）を受け、これに合格すること。なお、監査の結果、脆弱性が発見された場合は速やかに改善対応を行い県の承認を得る必要があるので留意すること。

キ IPA(独立行政法人情報処理推進機構)が公開している「安全なウェブサイトの作り方」等の最新のガイドラインに沿った対策を実装すること。

(3) 稼働時間

原則として 365 日 24 時間の稼働とする。ただし、保守・運用管理上の必要最小限の計画停止は可能とする。

(4) 保守・運用管理

ア ホームページの公開後、当該年度（令和 9 年 3 月 31 日まで）の障害対応その他ホームページの公開に必要な保守・運用管理を行うこと。

また、令和 9 年度（令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで）の 1 年間のランニングコストについて、項目、数量、単価を明らかにして提示すること。

イ 発注者からの本ホームページに関する問合せや保守対応依頼を一元的に対応する窓口を設けること。受付時間は原則として休日・祝日・休業日を除く月曜日から金曜日までの 9:00 から 18:00 までとする。

ウ CMS の操作マニュアルを作成し、電子データで提供すること。

(5) ウェブアクセシビリティ

兵庫県が目標とする適合レベル及び対応度（JIS X8341-3:2016 の適合レベル AA）に準拠すること。

(6) ドメインは、県から提供する県（pref.hyogo.lg.jp）のサブドメインを使用すること。

9 コンテンツ、学校案内ポスター・チラシ作成の留意点

(1) 作成に必要な資料、素材、写真等は基本委託者が用意する（必要に応じて協議のうえ、受託者にて提供する）。取材、写真撮影、イラスト制作等にかかる費用は、別途協議のうえ、取扱いを決めるものとする。

(2) 成果物等にかかる著作権等権利関係は、全て兵庫県に帰属するものとする。

また、成果品は、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害しないこと。

(3) コンテンツ等に用いる画像について、この契約期間の終了後も、著作権や肖像権をはじめとしたその他の権利について問題が発生しないようにすること。納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。

10 動画制作・納品する場合の留意点

(1) BGM等の音楽素材を使用する場合は、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、

著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。

- (2) 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。
- (3) 動画について、動作確認を十分に行うこと。
- (4) 動画作成においては、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。
- (5) 撮影を必要とする場合は、実績のあるカメラマンにて行うこと。
- (6) ソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- (7) 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (8) 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
- (9) 納品は、動画データの形態にて最適な解像度でおこなうこと。
- (10) 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。
- (11) トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- (12) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

11 業務実施上の注意事項

(1) 契約の締結

本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務の履行については、委託者の指示に従うこと。

(4) 成果物の利用（二次利用）

業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(5) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) 納品データの安全管理

データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。また、電子媒体によるデータ

納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回託及びその他賠償等について対応すること。

(7) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(8) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(9) 著作権等の取り扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いを、以下のとおり定める。

ア 本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。

イ 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ウ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(10) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、受託者の責任及び負担において対応し、委託者は責任を負わないものとする。

(11) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(12) その他

ア 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

イ 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。